

竹原市建設工事発注事務処理要領

改正	平成 29 年 6 月 1 日	平成 30 年 6 月 1 日
	令和元年 5 月 29 日	令和元年 12 月 27 日
	令和 2 年 2 月 6 日	令和 2 年 8 月 21 日
	令和 3 年 6 月 1 日	令和 4 年 11 月 1 日
	令和 5 年 1 月 1 日	令和 7 年 2 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、竹原市建設工事執行規則（平成 9 年竹原市規則第 15 号）の適用を受ける建設工事の入札、契約などの発注事務について、公平かつ公正に執行するため、その処理の方法等について定める。

(関係規程等)

第 2 条 建設工事の発注については、竹原市契約規則（昭和 59 年竹原市告示第 5 号）によるほか、次の各号に掲げる建設工事の入札等に関する条例、規則及び告示等（以下「建設工事入札執行関係規程」という。）によるものとし、この要領において使用する用語は、当該関係規程において使用する用語の例による。

- (1) 竹原市建設工事執行規則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 15 号）
- (2) 竹原市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成 29 年竹原市告示第 57 号。以下「審査要綱」という。）
- (3) 竹原市建設工事等入札参加者選定委員会設置要綱（令和元年竹原市告示第 59 号）
- (4) 竹原市建設工事指名業者等選定要綱（令和元年竹原市告示第 60 号。以下「工事選定要綱」という。）
- (5) 竹原市測量・建設コンサルタント等業務指名業者等選定要綱（令和元年竹原市告示第 57 号）
- (6) 竹原市建設工事一般競争入札（事後審査型）実施要綱（平成 29 年竹原市告示第 59 号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）
- (7) 竹原市建設工事入札執行規程（昭和 59 年竹原市告示第 15 号。以下「入札執行規程」という。）
- (8) 工区設定発注事務処理要領（平成 18 年竹原市訓令第 1 号）
- (9) 竹原市測量・建設コンサルタント等業務発注要綱（平成 12 年竹原市告示第 18 号）
- (10) 竹原市測量・建設コンサルタント等業務一般競争入札（事後審査型）実施要綱（令和元年竹原市告示第 56 号）
- (11) 竹原市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成 13 年竹原市告示第 45 号。以下「公表要綱」という。）
- (12) 竹原市建設業者等指名除外要領（平成 29 年竹原市告示第 26 号）

(資格の認定等)

第 3 条 審査要綱第 9 条に規定する建設工事の種類及び当該建設工事の種類について適用

する等級区分の基準となる総合評点数並びに等級別の発注工事に適用する発注標準金額は別表のとおりとし、入札参加資格の認定を行う年度毎に見直しを行うとともに公表要綱に従い、適切な方法により公表するものとする。

第2章 建設工事の発注

(施工伺)

第4条 工事を発注しようとする工事担当課は、竹原市職務権限規則（平成14年竹原市規則第6号）に基づき、次の表の決裁区分により施工伺いの決裁を受けるものとする。

決裁区分	請負対象設計金額
市長	700万円以上
副市長	500万円以上700万円未満
部長	300万円以上500万円未満
課長	300万円未満

2 施工伺いには、次の書類を作成し添付する。

- (1) 入札・契約事務執行依頼書（以下「執行依頼書」という。）
- (2) 現場説明書（技術的事項）
- (3) 公告原案（選定委員会が入札参加資格者名簿から指名又は選定する場合を除く。）

3 執行依頼書には、次の内容を明記すること

- (1) 工事名（施設及び工事の種類、内容等について一見して理解できる名称とすること。）
- (2) 工事場所（町名又は住居表示の丁目まで記入すること。）
- (3) 請負対象設計金額（工事価格及び消費税相当額も併記すること。）
- (4) 工期（必要工事日数又は施工期限）
- (5) 工事の種類及び必要な建設業の許可
- (6) 入札参加者に求める資格要件（地域要件、元請施工実績等）
- (7) 配置予定技術者に求める資格要件（専任の要否、国家資格、経験等）
- (8) 支払い条件等
- (9) 工事概要
- (10) その他必要な事項

4 第2項第2号の現場説明書には、次の内容を示すこと。

- (1) 工事名及び工事場所
- (2) 工事発注に際しての技術的事項で特に重要な事項
- (3) その他特記すべき事項

5 第3項第4号の工期は、その算定の方法を示すこと。

(入札等の執行依頼)

第5条 前条第1項の規定により決裁を受けた後、工事担当課は同条第2項に規定する書類とともに、契約書に添付する図書等を2部作成し、契約担当課へ入札及び契約事務を依頼

する。

- 2 工事担当課は、入札前に公表する図書等（PDFデータを含む）を契約担当課の求めに応じて、速やかに提出するものとする。

（事前協議が必要な工事）

第6条 工事担当課は次に掲げる場合、第4条第1項の決裁前に発注方法等について協議しなければならない。

- (1) 複数の工種を含む一式工事において分離発注の可否を判断しなければならない場合
- (2) 工期が不足する場合又は市内業者の受注機会を確保しようとする場合で工区分割発注の可否を判断しなければならない場合

- 2 選定委員会の庶務担当課は工事担当課から協議があった場合、速やかに選定委員会を開催しなければならない。

- 3 前項の庶務担当課は、選定委員会の審査結果をもって資格審査会の会長の承認を得なければならない。

（執行依頼の受付）

第7条 契約担当課は、工事担当課から依頼を受けた書類に不備等がないかを確認のうえ、執行依頼書に受付印を押印し、回覧を行う。

第3章 入札準備

第1節 一般競争入札

（事務処理の方法）

第8条 一般競争入札による場合の事務処理は、一般競争入札実施要綱に基づき、この要領により実施するものとする。

（資格要件の確認）

第9条 一般競争入札実施要綱第3条第1項に定める必要な資格要件について、次の各号について執行依頼書及び公告原案の内容を確認するとともに、次条から第15条までについて、工事担当課と協力して適切な資格要件を設定し、公告案を作成する。

- (1) 建設工事の種類及び必要な建設業の許可業種であること。また、請負対象設計金額が5,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の工事は特定建設業の許可を有する者としてすることができる。
- (2) 建設工事が等級区分のあるものに該当する場合は、請負対象設計金額が発注標準金額に対応する等級であること。

（資格要件の設定）

第10条 一般競争入札実施要綱第3条第2項に基づく要件を定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 同項第1号の規定による地域要件は、市内に主たる営業所を有する者とする
- (2) 同項第2号の規定による元請施工実績の同規模の公共工事とは、執行依頼書に記述がない限り、請負金額で示すものとし、工事請負対象設計金額のおおむね8割以上の請負金額の工事とする。ただし、工事担当課においては、執行依頼書に記述することにより、当該請負金額のほか、施工数量又は建設された施設の規模等により示すことができる。

(3) 同項第5号の規定により元請施工実績とする工事の施工場所は、市内又は県内における公共工事とする。

2 同要綱第3条第2項第4号の建設工事に必要な技術者の資格及び施工実績要件は、工事担当課から国家資格取得者等の特別な要件が付加されていない限り、公共工事における主任技術者（特定建設業が必要な工事の場合は監理技術者）としての実務経験を有する者とし、次のとおりとする。

(1) 建設業法第26条第2項に特定建設業許可を有する元請業者が5,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上下請負契約（全ての下請負契約の合計額）して施工する建設工事は、監理技術者資格を有する者を配置させる。

(2) 建設業法第26条第3項による請負対象設計金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の建設工事に配置する技術者は、専任とする。

(3) 建設業法施行令第27条第2項に規定する近接した場所とは、工事現場の相互の間隔が10km程度とし、主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、大規模災害等の場合は、主任技術者の兼務制限を緩和できるものとし、その都度、市長が別に定めるものとする。

(5) 配置技術者に必要な国家資格等は、執行依頼書による。

（平均完成工事高）

第11条 一般競争入札実施要綱第3条第1項第3号により平均完成工事高が請負対象設計金額に満たない者は除外する。ただし、建設工事の種類によって施工可能な建設業の許可業種が複数ある場合は、該当する複数の業種に優先順位を設け、その平均完成工事高を採用することができる。

2 災害復旧工事等で市内業者に施工させなければ早期の復旧が困難と判断される場合は、市内業者に限り必要な平均完成工事高を請負対象設計金額の1/2まで減じることができる。

3 総合評点数が一定の点数以上であることを参加要件として付加する場合は、平均完成工事高を問わないことができる。

（入札参加可能業者の一覧）

第12条 契約担当課は、第9条から第11条までの要件に合致する市内業者を入札参加資格者名簿から当該一般競争入札に参加可能な業者（以下「入札参加可能業者」という。）として抽出する。この場合において、前条に基づき入札参加可能業者の数が、工事選定要綱に定める指名競争入札における指名業者数（以下「必要最低業者数」という。）を満たしていることを確認し、当該一般競争入札に参加可能な業者の一覧表（以下「入札参加可能業者一覧」という。）を作成する。

（等級区分の緩和）

第13条 等級別の発注工事において、入札参加可能業者一覧により一般競争入札に参加できる市内業者を確認した結果、市内業者の数が必要最低業者数に達しない場合は、市内業者について次の順序で等級区分を緩和する。

- (1) 直近上位等級
- (2) 最上位等級
- (3) 直近下位等級（第 10 条の規定を満たす者に限る。）

2 前項第 3 号の規定の適用については、やむを得ない場合に限るものとし、これによる場合は、選定委員会に諮り、資格審査会の承認を得なければならない。

3 災害復旧工事等で市内業者に施工させなければ早期の復旧が困難と判断される場合は、等級別の発注工事であっても市内業者に限り等級区分を適用しないことができる。

（地域要件の緩和）

第 14 条 前条の規定の適用を行ったにもかかわらず、必要最低業者数に達しない場合又は等級別の発注工事以外の工事で市内業者が必要最低業者数に達しない場合は、競争性が確保できる業者数となるよう、次のとおり地域要件を緩和する。

- (1) 市内に営業所を有し、当該営業所において当該建設工事に必要な建設業の許可を有する者
- (2) 市内に営業所を有し、主たる営業所において当該建設工事に必要な建設業の許可を有する者
- (3) 前 2 号に規定する者を加えても必要最低業者数に達しない場合は次の表の区分及び順位により、Ⅰ区分 1 位から順に加えるものとする。ただし、Ⅱ区分については、Ⅲ区分とした場合との業者数の差が小さい場合、これを省略することができる。

区分	順位	営業所の別	対象市町
Ⅰ	1	主たる営業所	東広島市・三原市
	2	営業所	
Ⅱ	1	主たる営業所	広島市・呉市・尾道市・福山市
	2	営業所	
Ⅲ	1	主たる営業所	広島県内の他市町
	2	営業所	

(4) 等級別の発注工事において地域要件の緩和を行う場合、当該地域要件の緩和により参加可能となる市外業者は、請負対象設計金額に対応する等級の者を対象とし、前条の規定による等級区分の緩和は、原則として行わない。

(5) 市外業者に対しては、建設工事の難易度等を加味し、一般競争入札実施要綱第 2 条第 2 項第 5 号に基づき、総合評点数を一定の点数以上であることを参加要件として付加することができる。この場合において、定めようとする評点数は、当該建設工事に参加することができる市内業者の中の最高点以上とするなど、優良な業者の参入を図るものとする。

（技術者資格等の要件の緩和）

第15条 工事担当課は、市内業者の若手技術者（入札日において40歳以下の者とする。）の育成を目的として、選定委員会に諮り、資格審査会が認める場合には、第10条第2項に規定する配置すべき技術者を補助技術者として配置することにより、主任技術者又は監理技術者の実績要件を次のとおり緩和できるものとする

- (1) 主任技術者の場合は、実績を問わない
- (2) 監理技術者の場合は、実績を主任技術者の経験を有する者とする。

（入札参加者審査記録書等）

第16条 契約担当課は設定した資格要件の案を記載した建設工事入札参加者審査記録書（入札執行規程第4条の入札指名人調書をいう。以下同じ。）及び一般競争入札公告案を作成し、選定委員会に諮る。

2 選定委員会の決定をもって資格要件を定めたものとし、第4条第1項の決裁区分に基づき決裁を受ける。

（一般競争入札としない場合）

第17条 一般競争入札実施要綱第2条の規定により市長が一般競争入札（事後審査型）に付することが適当でないと認める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害復旧工事等の緊急性を要する場合
- (2) 短期間内に同一の種類の工事を複数発注する場合で、市内業者にできるだけ均等な受注機会を与えることを目的とする場合
- (3) 請負対象設計金額（消費税相当額を含む。）が500万円未満の工事で、市内業者の育成又は保護することを目的に指名競争入札等の方法により発注しようとする場合
- (4) 企業及び技術者の技術力等を総合的に評価して契約の相手方を選定する方式等により発注しようとする場合
- (5) 特殊な工法等を採用する場合等で、現にその工事を施工することが可能な業者が限られる場合
- (6) 一般競争入札に付したにもかかわらず、入札参加者がなかった場合
- (7) 一般競争入札とした場合において、工事選定要綱第10条の適用を受ける者が参加するおそれがある場合
- (8) その他市長が一般競争入札とすることが適当でないと特に認めた場合

2 前項の規定の適用にあつては、資格審査会の承認を得なければならない。

第2節 指名競争入札

（指名業者の選定）

第18条 指名競争入札による場合の事務処理は、工事選定要綱に基づき、この要領により実施するものとする。

2 契約担当課は、前節の規定による資格要件の設定により必要最低業者数以上の入札参加可能業者を入札参加資格者名簿から抽出し、指名候補者として審査記録書を作成し、選定委員会に諮る。

3 前節の規定以外に資格要件を設定しなければ指名候補者を抽出できない場合は、前項の規定にかかわらず、別に要件を定めることができる。

(選定委員会による指名業者の選定)

第19条 選定委員会は、前条の審査記録書の指名候補者の中から公平かつ適切な理由をもって指名業者を選定する。

2 選定委員会が選定した指名業者について、契約担当課の所属する部長の決裁を受け、指名業者を決定する。

3 契約担当課は選定委員会による指名業者の選定理由を審査記録書に記録するとともに、公表要綱に基づき、適切に情報を公表するものとする。

第3節 随意契約

(見積徴取の相手方)

第20条 随意契約を行おうとする場合で、2者以上の者から見積りを徴し、その見積価格の低い者を契約の相手方として決定する方法（以下「競争見積」という。）の場合は、前節の規程を適用する。

2 競争見積以外の方法で随意契約の相手方を決定する場合は、この要領を適用しないことができる。

3 契約担当課は選定委員会による見積徴取の相手方の選定理由を審査記録書に記録するとともに、公表要綱に基づき、適切に情報を公表するものとする。

第4節 入札・契約事務

(入札・契約事務)

第21条 入札の執行方法及び契約の相手方の決定方法は入札執行規程及び一般競争入札実施要綱によるものとし、選定委員会に諮り、契約担当課の所属する部長の決裁を受ける。

2 契約の締結は、竹原市職務権限規則（平成14年竹原市規則第6号）の3財務事項の表3支出負担行為の部15工事請負費の項に基づき契約の決裁を受ける。

3 契約担当課は契約事務の完了後、次の書類を一件とし、工事担当課へ送達する。

(1) 契約書

(2) 契約伺及び入札執行に係る書類

(3) 工事担当課の施工伺及び添付図書

(入札が不調となった場合の措置)

第22条 競争入札が不調（一般競争入札において入札者がいない場合、又は指名競争入札において必要な数（2者以上（災害復旧工事などによる指名競争入札の場合は1者以上））の入札がなかった場合。）となった場合、契約担当課は当該入札を取り止め、その結果を工事担当課へ通知するとともに、依頼のあった工事案件を工事担当課へ返却する。

2 工事案件の返却を受けた工事担当課は内容を精査し、同一内容により再度公告入札の実施が可能と判断した場合は、必要に応じて書類の訂正等を行い、契約担当課へ依頼する。

3 前項により、再度公告入札を依頼する場合は、不調となった工事案件と別案件の工事であることを明確にするため、工事名称を変更（当該工事名称の後に「その2」等を付加）する等、仕様書等を整理するものとする。

4 第2項の精査の結果、工事内容等の変更が必要な場合は、再度公告入札として取り扱わず、新たな工事案件として取り扱う。

5 契約担当課の課長は、応札の状況及び結果、工事期間、工事発注状況等を考慮し、第1項によることなく、再度公告入札を行うことができるものとし、必要に応じて工事担当課に工事名称の変更等、仕様書の整理を指示するものとする。

(入札が不調となった場合の特例)

第23条 競争入札が不調となった場合は、再度公告入札を行うことを原則とするが、当該入札に参加可能な資格要件を満たす者のうち、次の各号に該当する者がある場合に限り、その者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約によることができる。

- (1) 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）の前工事の施工者
- (2) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事の本体工事の施工者
- (3) 災害復旧工事等で、発注しようとする工事の近接する箇所で密接に関連する工事を施工中の施工者

(入札が不落となった場合の措置)

第24条 競争入札が不落（予定価格を上回る入札しかなかった場合）となった場合で、再度入札（同一内容の工事を同一案件として再度、入札することをいう。）に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約によることができる。この場合契約担当課は、当該入札において最低の価格で入札したものから順に、契約の意思の確認を行う。

2 前項の場合において、契約の相手方が決定できなかった場合は、その過程を含む結果を工事担当課へ通知し、依頼のあった案件を工事担当課へ返却する。

(随意契約の場合)

第25条 競争見積において見積価格の低い者を契約の相手方として決定した場合、及び第23条、第24条第1項による相手方から見積りを徴した結果、その価格が予定価格を超えない場合は、第21条の規定に準じて事務手続きを行う。

第4章 その他必要な事項

(特定建設工事共同企業体)

第26条 竹原市共同企業体取扱要綱（平成28年7月1日施行）第2条による特定建設工事共同企業体を対象として建設工事を発注しようとする場合は、本要領の規定にかかわらず、別に定めることができる。ただし、本要領に示す基本的な事項から大きく逸脱することがないように留意すること。

(準用)

第27条 竹原市測量・建設コンサルタント等業務の発注において競争入札を行う場合であって、竹原市測量・建設コンサルタント等業務発注要綱その他規程に定めのない事項については、本要領を準用するものとする。

(その他)

第28条 建設工事入札執行関係規程に定めのない事項であって市長が特に認める場合におけるこの要領の適用については、資格審査会に諮り市長が決定する。

2 前項に定めるもののうち、軽微な疑義等への対応については、資格審査会に諮り、決定

するものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に入札又は随意契約の執行手続が完了している建設工事の執行方法については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に入札又は随意契約の執行手続が完了している建設工事の執行方法については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

工事種別	等級	総合評点数	発注標準金額
土木一式	A	790以上	4,000万円以上
	B	660以上～790未満	1,000万円以上4,000万円未満
	C	660未満	1,000万円未満
建築一式	A	800以上	6,000万円以上
	B	700以上～800未満	1,000万円以上6,000万円未満
	C	700未満	1,000万円未満
電気	A	750以上	4,000万円以上
	B	600以上～750未満	1,000万円以上4,000万円未満
	C	600未満	1,000万円未満
管	A	650以上	4,000万円以上
	B	590以上～650未満	1,000万円以上4,000万円未満
	C	590未満	1,000万円未満
舗装	A	720以上	4,000万円以上
	B	600以上～720未満	1,000万円以上4,000万円未満
	C	600未満	1,000万円未満
水道施設	A	700以上	4,000万円以上
	B	570以上～700未満	1,000万円以上4,000万円未満
	C	570未満	1,000万円未満